

一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立できるように雇用環境の整備を行い、全職員がその能力を十分に発揮できるように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日

2 内容

目標1 育児休業取得高水準の維持

〈対策〉(1) 育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険法・厚生年金法に基づく出産及び育児支援のための諸制度の説明及び取得の高水準を維持継続周知

目標2 育児休業者の職場復帰支援の充実の継続

〈対策〉(1) 職場復帰後に利用することのできる育児短時間勤務制度、子の看護休暇制度の説明、また所定外労働、深夜労働の制限の措置の説明
(2) 育児休業者への復帰前後の面談の実施
育児休業明けの職員に対し、育児と仕事の両立を図るための相談の体制

目標3 育児休業等に関する規程を利用し、働きながら安心して子育てできるための支援

〈対策〉(1) 子が小学校就学の始期に達するまで、所定労働時間が変更可能（育児短時間勤務）
(2) 子が小学校就学の始期に達するまで、所定労働時間を超える勤務が制限可能
(所定外労働の制限)

(3) 子が小学校就学の始期に達するまで、制限時間を超えての超過勤務が制限可能
(時間外労働の制限)

- 目標 4 所定外労働を制限するための措置の推進継続
〈対策〉シフト勤務体制の強化及び実施
- 目標 5 年次有給休暇の取得日数を付与日数の半分以上とする。
〈対策〉 (1) 年次有給休暇の取得状況を把握、周知
(2) 年次有給休暇の取得しやすい職場環境
- 目標 6 子の看護休暇取得について利用しやすくするため、時間単位で取得できるように柔軟に対応及び周知

| | 男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 全労働者 | 63.80% |
| 正社員 | 69.10% |
| 非正規社員(パート等) | 76.90% |

説明欄

賃金：基本給、時間外手当、賞与等を含み退職手当、通勤手当は除く

正社員：正社員には医師3名を含む

非正規社員：パートは正社員の所定労働時間(1日8時間)で換算した人数を元に換算

非正規社員には嘱託医師7名(女性1名 男性6名)を含む